

市民相談(10月分)

(予約は電話で)

- 秘密厳守・無料
- 同一内容の相談は原則1回
- 場**市役所1階北エリア
市民相談室101・102
- 問**広報広聴課
- TEL**06-6992-1353, 1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

【弁護士】(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

予前日水曜日の13:00から

注前日が休日の時は当日9:00から

【司法書士※予】

(1人25分・先着14人)

第2・3・4火曜日13:00~15:55

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など

【司法書士・土地家屋調査士※予】

(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

【税理士※予】(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

※**予**相談日の1週間前13:00から電話予約。予約日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

行政相談委員**予**前日までに

第4火曜日10:00~12:00

**男女共同参画の視点から考える
子どもの人権と家族の多様性**

第1回(全5回)
日本は「みんなちがって、みんないい」社会になっている?



神戸学院大学
現代社会学部教授
神原 文子

皆さんは、1999年に施行された「男女共同参画社会基本法」をご存じでしょうか。詳しくは知らないけれど、法律の名前は聞いたことがある、という人は少なくないかと思えます。

この法律の条文には、男女共同参画社会を実現するために、社会における男女の対等な関係、男女の個人としての尊厳、男女の対等な社会参画、そして、家族生活における男女の対等な協力が必要であるという内容が明記されています。(なぜ今さら、この法律を持ち出すの)というつぶやきが聞こえてきそうですね。

本シリーズで問題としたい一つは、法律制定から20年近く経っているにもかかわらず、男女共同参画社会の実現がほど遠い点です。そのことは、「女性の貧困」に端的に表れています。合わせて、この法律でカバーできていない人権課題について取り上げたい

のです。

第一に、性と生の多様性の視点が乏しいことです。この点については、2017年度の広報で、LGBTのことが取り上げられていますのでご参照ください。

第二に、個々人の多様な家族の選択を等しく保証する条文になっていないことです。家族生活は、男女の対等な協力の場としてしか捉えられておらず、たとえば、ひとりの保護者と子どもからなるひとり親家族の人権課題は法律の外におかれたままです。このことは、実は、「女性の貧困」ともつながっています。

そして、第三に、男女共同参画社会の実現に向けた子どもの人権課題について言及がないことです。いずれの子どもたちも性別(近年では、SOGI(※)と表現される)による差別を受けることなく、社会参画力を培う支援を等しく得ることができると言えるのが、次世代を担う子どもの人権課題と云えるのです。

今回は、男女共同参画の視点からわが国におけるひとり親家族の現状と課題についてお話ししましょう。

(※)SOGIとは、性的志向と性自認
問人権室
TEL06・6992・1512

生活で心配ごとはありませんか

対経済的に困りの人(働きたいのに仕事が見つからない、家族の生活や将来のことが不安など)

主な支援内容

- 就労支援** 面接が苦手、書類選考で落とされる、職種を変えたいなどの問題を専門の相談員と一緒に解決します。
- 就労準備支援** 就職する自信が無い、人と話すのが苦手、ブランクが長いなど、働くことから遠ざかっている人がお仕事を始めるための準備をします。(調理実習・魚釣り・コミュニケーション練習・ヨガ その他さまざまなプランを用意)
- 住居確保給付金** 仕事を失い、住まいを失う可能性がある人などに、家賃相当額の給付と就労支援を行います。
- 注**収入要件など一定の要件有り
- ふーどばんく** 「生活保護受給までの食料を」今日食べる食料をかうお金が全くない」などいろいろな人たちのために、ふーどばんくOSAKAから提供を受け、必要な人へ渡しています。

相談日時 月曜日・金曜日、午前9時~午後5時30分(土・日、祝日、年末年始を除く)
場・**問**くらしサポートセンター(市役所7階)
TEL0800・200・8011

第9回守口市読書感想文発表会

子どもは読書を通して、人としてよく生きるための力を身につけ、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていきます。

市では、学力向上の手立てとして、子どもの読書活動を進めるさまざまな取り組みを行っています。その成果を発表会でご覧ください。

時10月20日(土)午前10時
場市役所1階南エリア大会議室
発表者 青少年読書感想文全国コンクール大阪審査会へ送付する作品を書いた市内小・中・義務教育学校在籍の児童・生徒
申・**問**学校教育課
TEL06・6995・3151

義援金

市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額寄付しています。

▽平成30年7月豪雨災害義援金
時12月31日(月)まで
場いずれも1階総合案内、健康福祉部総務課
8月1日~8月31日にご協力いただいた人は次のとおりです。

▽大阪北部地震義援金
大阪ゆうゆうの里・寺方南小学校
▽平成30年7月豪雨災害義援金
マシュエット・寺方南小学校・守口市日本拳法連盟・守口市日本拳法連盟指導者一同・大阪ゆうゆうの里・金田コミュニティフェスティバル・大枝獅子講地車保存会(順不同・敬称略)

8月31日までに寄せられた義援金総額は次のとおりです。

▽大阪北部地震義援金
87,920円
注9月28日(金)をもって受付を終了しました。

▽平成30年7月豪雨災害義援金
863,588円
ありがとうございました。



問健康福祉部総務課
TEL06-6992-1570

進路選択支援相談員による相談

内進路や奨学金のことなど
時10月5日・12日・19日・26日(金)14:00~18:00
場大日サービスコーナー(イオンモール大日内)
問学校教育課
TEL06-6995-3151

介護保険料休日納付相談

時10月28日(日)
9:00~13:00
場・**問**くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)
TEL06-6992-2180

生活保護適正化情報ダイヤル 専用電話番号06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

- 次の情報をお待ちしています。**
- ▽仕事をしているのに市に報告していない
 - ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
 - ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
 - ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
 - ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
 - ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問生活福祉課 **TEL**06-6992-1593 **✉**Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp